

建築物耐震診断・補強設計評価委員会 運用細則

本運用細則は、建築物耐震診断・補強設計評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運用上、特別な事情が生じた場合の手続きについて、定めるものとする。

この細則で、特別な事情が生じたものとは、次に挙げるものとする。

- ① 書面による申込受付までにFAX等による事前申込を文書（様式1）によりキャンセルした場合
 - ② 書面による申込受付後、途中で取り下げた場合
 - ③ 審査時間に長時間を要し、ヒアリングを3回以上行った場合
 - ④ 判定の全部、又は一部を過去に実施した建物の申込があった場合
- 事前受付のキャンセルについて
- ・必要書類（耐震診断等の報告書）を指定受付日に提出することが確約されるのであれば、指定受付日前であっても事前にFAX等により判定の申込をすることができる。
 - ・指定受付日直前に申込をキャンセルした場合は、以後の申込について他の申込者の申込を優先して受け付けるものとする。
- 途中取り下げについて
- ・判定申込書により書面にて申込を受け付けた後、審査途中で文書（様式2）により取り止めの申し出があった場合は、納入された判定手数料の一部を別表(1)により審査の進捗状況に応じて、申込者（または入金者）に対し返金するものとする。
 - ・途中取り下げした申込者が、新に別の申込をした場合は、他の申込者の申込を優先して受け付けるものとする。
 - ・判定手数料が未納の時は、以後の未納の者の申込を拒否することができる。
 - ・提出した評価判定資料は返却しないものとする。
 - ・但し、申込者の責に帰さない正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 審査時間に長時間を要した（事前審査を3回以上有する）場合について
- ・提出された耐震診断等報告書の内容が不十分であるなど、審査時間に長時間を要しヒアリングを3回以上実施する必要が生じた場合、判定区分により別表(2)の追加判定料を請求することができる。
 - ・事前審査は（第1回事前審査後）原則2ヶ月で終了する。
 - ・4回目の事前審査を実施した場合は無条件で追加判定料を請求する。
 - ・5回目の事前審査は原則として認めず、判定不能の判定文を交付することができる。
 - ・但し、申込者の責に帰さない正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 過去に判定を受けた建物の取扱いについて
- ・過去に評価委員会で行った判定は原則として有効とする。
 - ・耐震診断のみの判定の場合、補強計画から評価委員会に申込み判定を受けることができる。

- ・但し、RC 造建物については 2001 年(平成 13 年)に基準が改定されており、新基準で見直す必要があるため、この場合は通常の判定手数料の 1/3 を請求することができる。
- ・他の判定機関で判定を受けた建物は評価委員会では原則として受け付けないものとする。評価委員会で受け付ける場合は、耐震診断判定からの新規の申込として取扱い、通常の判定手数料を請求する。

○ 判定通知書の発行日について (あ)

- ・評価委員会で判定を行った日を判定日とする。
- ・但し、上記評価委員会での最終指摘事項に対する修正が翌月の評価委員会を超える日数を要した場合は、最終確認完了日とする。
- ・申込者の責に帰さない正当な理由がある場合は、この限りではない。

○ 過去に判定を受けた建物の変更修正の取扱いについて (あ)

- ・評価委員会で判定を行った建物を対象とする。
- ・変更の理由書と変更内容検討書を 2 部事務局に提出することとし、変更手数料は判定区分の 3 割とする。
- ・他の判定機関で判定を受けた建物は評価委員会では、原則受け付けないものとする。評価委員会で受け付ける場合は、耐震診断判定からの新規の申込として取扱い、通常の判定手数料を請求する。

本運用細則は平成 21 年 1 月 25 日から施行する。

平成 22 年 1 月 19 日 改正。(あ)

別表(1) 途中取り下げによる取扱い

時期	受付	(審査)	事前 審査	(審査)	事前 審査	(審査)	本委員会	判定文 交付
判定料	—	判定手数料の 1/3 を返金					判定手数料の 返金は行わない	

別表(2) 審査時間に長時間を要した場合の判定料追加料金

判定区分	追加料金(消費税含む)
耐震診断	52,500 円/件
補強計画	105,000 円/件
総合判定	105,000 円/件